相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県北名古屋市薬師寺五七番地、最後の住所愛知県北名古屋市徳重与八払三三番地ファミール徳重一〇三号

被相続人　亡　森　繁則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目七番二七号ビル愛美しるべ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区苗代町一一一一三番地、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区苗代町一二番一二号　被相続人　亡　藤田　佳旦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号　三博ビル七階

相続財産管理人　弁護士　岩田　壮一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市堂山二丁目二〇二七番地四、最後の住所大阪府枚方市招提中町一丁目二八番二四号　被相続人　亡　辨野　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日

大阪市北区南森町一丁目三番一七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区材木町二二番地、最後の住所兵庫県加古川市尾上町今福三四六番地の一　ぬくもりの家加古川南一〇九号

被相続人　亡　藤原　幸春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日

兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二

相続財産管理人　弁護士　丸尾　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区宇品海岸二丁目一八番、最後の住所広島市南区翠五丁目一六番二八―四〇二号

被相続人　亡　藤原　忠道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日

主たる事務所広島市中区富士見町一三番一八―二〇一号

相続財産管理人　司法書士法人小野司法事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県京都郡苅田町富久町一丁目八番地一一、最後の住所福岡県田川市大黒町四番一一号

被相続人　亡　深田　典則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日

福岡県鞍手郡小竹町大字南良津一三八番地

りたけうまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小山　明輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市豊町大長四八七〇番地、最後の住所広島県呉市豊町大長四八七〇番地

被相続人　亡　須賀　義明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一〇番一六号重松第五ビル七〇四

相続財産管理人　弁護士　福永　昭博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県三養基郡みやき町大字江口二九三番地、最後の住所福岡市城南区田島二丁目三番五号　被相続人　亡　相浦　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月四日

福岡県筑紫野市二日市中央五丁目一四番一七号

相続財産管理人　司法書士　山下　佑介

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年1月4日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①ティーエムトラベル　②第3種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第3－403号　④ティーエムトラベル　千葉県市川市若宮1丁目17番15号　代表者　真鍋敏夫　⑤本社営業所　千葉県市川市若宮1丁目17番15号　⑥平成元年6月27日　⑧平成29年10月31日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県市川市若宮1丁目17番15号　ティーエムトラベル　代表者　真鍋敏夫

任意清算公告

当法人は、平成二十九年十二月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十年一月四日

香川県高松市鬼無町鬼無八二六番地

税理士法人恵明

社員　北野　純一